

平成 29 年 第 4 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 5 日 (水) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 54 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (33 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 木室徳好 委員	3 番 岩永廣康 委員
4 番 永松英昭 委員	5 番 島ノ江薫 委員	6 番 渡辺清一 委員
7 番 木下善明 委員	9 番 溝口一博 委員	10 番 大曲昭太 委員
11 番 川崎 悟 委員	13 番 松尾利助 委員	14 番 中村康則 委員
15 番 吉岡保則 委員	16 番 山口八州男 委員	18 番 片渕秋正 委員
19 番 山崎春樹 委員	20 番 松尾和義 委員	21 番 角 眞人 委員
22 番 鐘ヶ江善三 委員	23 番 竹下一彦 委員	24 番 中村勝郎 委員
25 番 溝口修一郎 委員	26 番 石田義明 委員	27 番 永石幸人 委員
28 番 内野さよ子 委員	29 番 久原菊恵 委員	30 番 緒方昭久 委員
32 番 白武一正 委員	33 番 土井力雄 委員	34 番 小柳眞佐美 委員
35 番 本山法夫 委員	36 番 吉原春樹 委員	37 番 川崎 薫 委員
4. 欠席委員 (4 人)

8 番 小野愛子 委員	12 番 山口雪人 委員	17 番 稲富正信 委員
31 番 井崎陽子 委員		
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農業委員会職員の人事異動の発令について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
 - (4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (5) 非農地証明願いについて
 - (6) 非農地判断について
 - (7) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (4 号) の承認決定について
 - (8) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
 - (9) 農業委員会促進事務等活動計画(案)の承認について

報告事項	(1) 合意解約の報告
	(2) 農地法第 4 条の規定による届出について
	(3) 農地賃借料情報の提供について

業務連絡事項	(1) 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所
	(2) 農業委員会だよりについて
	(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美 農地農政係長 野中和男 農地農政係長 吉原浩
農地農政係 川崎正己 石隈あつみ

7. その他出席職員

農業振興課振興係 木須英喜

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成 29 年 4 月第 4 回白石町農業委員会総会を開会いたします。4 月になりまして、職員の人事異動もあっておりますので、紹介を兼ねて今日は議案のほうにも挙げさせていただいております。それから本日は夕方から懇親会を計画いたしておりますので、そちらの出席につきましてもよろしく願いしたいと思います。それでは初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、8 番小野愛子委員、12 番山口雪人委員、17 番稲富正信委員、31 番井崎陽子委員の 4 名の方から欠席の連絡をいただいております。本日の出席委員は 37 名中 33 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以後、議事進行につきましては、農業委員会会議規則によりまして会長が務めるとなっておりますので、以降の進行につきましては会長をお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、7 番の木下善明委員、9 番の溝口一博委員を指名いたします。これより議事に入ります。

1. 農業委員会職員の人事異動の発令について

＝議案番号第 52 号＝

議長 1. 「農業委員会職員の人事異動の発令について」事務局に説明を求めます。

事務局 事務局職員人事異動について説明

(辞令交付)

(職員自己紹介)

2. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

＝議案番号第 53 号＝

議長 続きまして、2. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 53 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第53号。権利の種類は使用貸借権設定。申請農地は、大字廿治字四本杉〇〇番、〇〇番で、畑の511㎡です。貸付人は、白石町大字廿治〇〇番地、中廿治の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字廿治〇〇番地、中廿治の子である〇〇さんです。耕作面積は、畑511㎡です。稼働力は女2名です。申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をされるものです。期間は平成29年5月1日から50年間です。借受人は兼業農家として24年間農業に従事されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 無いですので採決に入ります。議案番号第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第53号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第54号＝

議長 続きまして、議案番号第54号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第54号。

権利の種類は使用貸借権設定。申請農地は、大字福富字東新地方〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富字佐太郎搦〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、田13,278㎡、畑11,194㎡で、合計24,472㎡です。貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の子である〇〇さんです。耕作面積は、田13,278㎡、畑11,194㎡、計24,472㎡です。稼働力は男2名、女2名です。申請の事由は、経営移譲のため、新規就農する後継者に対し使用貸借権の設定をされるものです。期間は平成29年4月5日から50年間です。借受人は認定新規就農者

として就農をされております。今回、親の農地を借りられるもので、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これについても無いようですので採決に入ります。議案番号第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第54号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第55号 =

議長 続きまして、議案番号第55号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第55号。

権利の種類は使用貸借権設定。申請農地は、大字福富字北搦〇〇番、大字福富字北直江〇〇番、〇〇番、田の10,084㎡です。貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、住ノ江区の子である〇〇さんです。耕作面積は、田10,084㎡です。稼働力は男1名、女2名です。申請の事由は、経営移譲のため、後継者に対し使用貸借権の設定をされるものです。期間は平成29年4月5日から50年間です。借受人は兼業農家として13年間農業に従事されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これについても無いようですので採決に入ります。議案番号第 55 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 55 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 56 号＝

議長 続きまして、議案番号第 56 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 56 号。権利の種類は使用貸借権設定。申請農地は、大字廿治字吉村杉〇〇番、大字戸ケ里字三本松〇〇番、〇〇番、大字戸ケ里字五本谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字戸ケ里字四本杉〇〇番、田 9,646 m²、畑 336 m²、合計 9,982 m²です。貸付人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻里の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻里の子である〇〇さんです。耕作面積は、田 70,150 m²、畑 790 m²、計 70,940 m²です。稼働力は男 2 名、女 1 名です。申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をされるものです。期間は平成 29 年 5 月 1 日から 50 年間です。借受人は専業農家として 15 年間農業に従事されており、これまで同様全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これについても無いようですので採決に入ります。議案番号第 56 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 56 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 57 号＝

議長 続きます、議案番号第 57 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 57 号。権利の種類は使用貸借権設定。申請農地は、大字田野上字三本松〇〇番、田 2,887 m²です。貸付人は、白石町大字田野上〇〇番地、下田野上の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字田野上〇〇番地、下田野上の子である〇〇さんです。耕作面積は、田 9,715 m²です。稼働力は男 1 名、女 1 名です。申請の事由は、新規就農する後継者に対し使用貸借権の設定をされるものです。期間は平成 29 年 4 月 5 日から 50 年間です。借受人は平成 29 年 3 月に認定新規就農者として町の認定を受けられております。今回、親の農地を借りて経営を始められるものです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これについても無いようですので採決に入ります。議案番号第 57 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 57 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 58 号＝

議長 続きます、3.「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。議案番号第 58 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについてご説明いたします。

議案番号第 58 号。権利の種類は所有権移転贈与。申請農地は、大字横手字弁財搦〇〇番、大字新開〇〇番、〇〇番、田 2,243 m²、畑 3,819 m²、計 6,062 m²です。譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、同じく共栄の〇〇さんです。申請の事由は、譲渡人、譲受人双方か

ら要望があり、所有権移転を取り止めたいということで、平成 29 年 1 月 5 日の総会におきまして、白農委指令 29 第 7 号により許可をしておりましたが、子である〇〇さんが就農はするけれども、所有権移転は取り止めをしたいということで、親の農地を借り受けて農業自体は引き継いで営農をされるという事で、所有権移転の取り消しの申請があっております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これについても無いようですので採決に入ります。議案番号第 58 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 58 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 59 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 59 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 59 号。権利の種類は使用貸借権設定です。申請農地は、大字遠江字一本柳〇〇番、畑の 279 m²です。貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、太原中の〇〇さん。借受人は、同じく白石町大字遠江〇〇番地、太原中の〇〇さんです。転用目的は、分家住宅です。転用の事由は、現在、佐賀市内のアパートに居住中であるが、今回実家に隣接する申請地に住宅を建築したいということで申請がなされております。事業または施設の概要は、住宅 96.95 m²、通路・その他 182.05 m²です。位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。その他参考事項は、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に決定公告がなされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は既存の施設の拡張ということで、既存の施設は宅地ですが、宅地が 1071.68 m²です。拡張につきましては拡張に係る

部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものということで、隣接する田も自己所有地でありまして、土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図、1ページから3ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

○番 ○番〇〇です。

地元農業委員として3月29日に事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は、事務局から説明がありましたとおり、佐賀市内のアパートに居住しておられる、子である借受人が親である貸付人宅の隣の申請地に分家住宅を建築されるということです。隣接農地は貸付人の自作地であり、排水等周辺の農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても、何も問題ないと考えております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これも無いようですので採決に入ります。議案番号第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第59号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第60号＝

議長 続きまして、議案番号第60号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第60号。権利の種類は所有権移転売買です。申請農地は、大字遠江字松〇〇番、畑の78㎡です。譲渡人は、岡山県岡山市北区桑田町〇〇番〇〇号、〇〇さん。譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の〇〇さんです。転用目的は、庭及び花壇です。転用の事由は、申請地に隣接する宅地を購入しており、それに併

せて庭等を整備したいため、申請地を購入して転用したいということです。事業または施設の概要は、植栽 42.0 m²、花壇 20.0 m²、家庭菜園 16.0 m²です。位置及び影響等は、東側が町道、西側が田、南側が宅地、北側は田、畑、宅地です。面積の検討は適当と判断します。その他参考事項は、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に決定公告がなされております。

農地区分は、第 1 種農地で特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るということになっております。購入予定の隣接宅地については別途売買契約をされておりまして、申請の農地については許可要件も全て満たしており、転用の実効性は確実であると判断し、申請は受理しております。議案の位置図、4 ページから 6 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

○番 ○番〇〇です。

地元農業委員として 3 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は隣接する宅地を購入されており、自宅周りを整備するのに合わせ、宅地に挟まれた狭小の農地を整備し、庭等として利用をしたいという考えでございます。立地場所、申請内容等から排水等周辺の農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても、何も問題ないと考えております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これも無いようですので採決に入ります。議案番号第 60 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 60 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 61 号＝

議長 続きますして、議案番号第 61 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 61 号。権利の種類は使用貸借権設定です。申請農地は、大字牛屋字二本谷〇〇番、田の 381 m²です。貸付人は、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さん。借受人は、同じく白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さんです。転用目的は、農家分家住宅です。転用の事由は、現在、申請地北側の実家に妻、長男、両親、叔母の 6 人で生活しているが手狭なため住宅を新築する運びとなりました。場所については、子の育児の補助や将来の両親の世話、農繁期の農作業補助等考慮し、実家に隣接する申請地で計画をされておられます。事業または施設の概要は、住宅 75.00 m²、カーポート 40.36 m²、物置 4.12 m²、通路・その他 261.52 m²です。位置及び影響等は、東側が田、西側が町道、南側が里道、宅地、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。その他参考事項は、農振除外が当初から除外をされております。

農地区分は第 3 種農地で、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存する農地で、許可し得ると判断いたします。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案の位置図、7 ページから 9 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

〇番 〇番〇〇です。

地元農業委員として 3 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は、事務局から説明がありましたとおり、申請地北側に隣接しているが、実家に居住されている子である借受人が、親である貸付人の自宅隣の申請地に分家住宅の建設を計画されています。申請地は貸付人の自作地であり、周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても、問題ないと考えております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これも無いようですので採決に入ります。議案番号第 61 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 61 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 62 号＝

議長 続きまして、5.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 62 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 62 号。願出農地は、大字福富字五間堀下捌〇〇番、畑 173 m²、同じく〇〇番、畑 55 m²、合計の 228 m²です。願出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。農地でなくなった時期及び原因は、平成 4 年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地されておりました。今後も農地に戻して耕作することはないと判断し、申請を受理しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。

地元の農業委員として、3 月 27 日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は、平成 4 年の圃場整備事業の際、畑として換地されておりましたが、以前より宅地進入路として利用されていたことは間違いのないと思われま。今回の申請については、区長、生産組合長、及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用することもなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。議案番号第 62 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 62 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 63 号＝

議長 続きまして、議案番号第 63 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 63 号。願出農地は、大字辺田字竜子田〇〇番、畑 304 m²です。願出者は、佐賀市神野東〇丁目〇番〇〇号、〇〇さんです。農地でなくなった時期及び原因は、平成 3 年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地されておりました。今後も農地に戻して耕作することはない、宅地への進入路として利用したいということで、顛末書が添付されております。圃場整備の有無は地区内となっております。その他参考事項といたしまして、農振除外地が平成 26 年 12 月 4 日、見直し決定公告がなされております。非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、申請は妥当と判断し受理をしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。

地元の農業委員として、3 月 30 日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は現在、宅地進入路となっております。申請地は、圃場整備事業により進入路として造成され、平成 3 年に畑として換地されたものと思われます。今回の申請につきましても、区長、生産組合長、及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得な

いと判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。議案番号第 63 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 63 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 64 号＝

議長 続きまして、6.「非農地判断について」を議題とします。議案番号第 64 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地判断について。

議案番号第 64 号。土地の表示は、白石町大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑 2,163 m²、所有者は白石町大字湯崎〇〇番地、〇〇他 2 名。白石町大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑 388 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑 352 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑 2,288 m²、所有者は白石町大字湯崎〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 1,636 m²、所有者は白石町大字福田〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 698 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 950 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 297 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑〇〇m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 256 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 921 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。白石町大字堤字船野山〇〇番、畑 125 m²、所有者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。合計 12 筆、面積が 11,267 m²です。

非農地と判断した事由は、農地パトロール調査の結果、現状において、樹木等の繁茂により山林原野の様相を呈していて、農地への再生は困難な状況にあると判

断をいたしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 はい。

議長 はいどうぞ。

○番 ○番〇〇です。これらを元に戻さなくてはいいいですが、植林とかは考えていないのでしょうか。農地を何に利用されているかはわからないですが、雑草が生い茂るだけではなく、そこに植林をすとか考えてはいないのでしょうか。災害とかあった時のために考えられてははどうですか。

事務局長 農業委員会としましては、地目が畑になっておりますので、現状を確認して山林のようになっているということでございます。元々、みかんとかが植えられていた所でございますけど、現在、管理する人もなかなかなくて、現在のような状況になっております。一部、植林をされている方もいらっしゃいますし、畑としては使わないけれど整備をされている方もいらっしゃいますけども、なかなか山の手入れをして下さいと、こちらから強制的にさせていただくことはいきませんので、管理はお願いしておりますけど、農地、畑としての利用は出来ないという事で、このような非農地判断ということになっております。

○番 これは、農地水とか、そういうふうな資金は使えないのでしょうか。

事務局長 山は対象になっていません。

○番 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。議案番号第 64 号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数と認め、議案番号第 64 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 65 号＝

議長 続きまして、議案番号第 65 号、7.「平成 29 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について」、議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 65 号、平成 29 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について説明をさせていただきます。はじめに所有権移転です。

整理番号の 1 番、買い手は今泉西の〇〇さん。売り手は伊ヶ代の〇〇さん。土地の表示は、大字今泉字伊ヶ代〇〇番、田の 1 筆で 4,465 m²。利用目的は米・玉葱。所有権の移転時期は平成 29 年 4 月 6 日、支払期限は平成 29 年 10 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇万円、総額で〇〇万円です。支払方法は佐賀共栄銀行。買い手の取得後の経営面積は 168,342 m²になられます。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は下箕具の〇〇さん。売り手は下箕具の〇〇さん。土地の表示は、大字大渡字下一本松〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 9,246 m²。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 29 年 4 月 6 日、支払期限は平成 29 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇万円、総額で〇〇万円。支払方法は、佐賀銀行。取得後の経営面積は 24,852 m²になられます。認定農業者ではありません。

整理番号 3 番、買い手は上区の〇〇さん。売り手は駅通の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番。地目は畑 1 筆で 5,626 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 29 年 4 月 6 日、支払期限は平成 29 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇万円、総額で〇〇万円。支払方法は、佐賀銀行。買い手の取得後の経営面積は 41,868 m²になられます。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は室島の〇〇さん。売り手は室島の〇〇さん。土地の表示は、大字深浦字安兵エ搦〇〇番、〇〇番、〇〇番。田 2 筆で 3,833 m²、畑 1 筆で 147 m²、合計で 3,980 m²。利用目的は米・玉葱です。所有権の移転時期は平成 29 年 4 月 6 日、支払期限は平成 29 年 4 月 28 日。10a 当たりの対価は、田が〇〇万円、畑が〇〇万円、総額で〇〇万円。支払方法は、J A口座。取得後の経営面積は 34,762 m²となられます。認定農業者です。

次に、所有権移転の取り消し関係でございます。2 ページをご覧ください。今回は 1 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は道目の〇〇さん。売り手は道目の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字松〇〇番、田の 1 筆で 3,477 m²。この筆につきましては、売り手の譲渡人より農用地利用集積計画所有権移転の取り消し申出書が提出され、平成 29 年 1 月 5 日付けで白石町が公告した農用地利用集積計画所有権移転を取り

消すものでございます。

次に、利用権設定の関係でございます。まず始めに訂正をお願いします。4ページの整理番号21番、4月4日付けで、双方から取下げの申し出がありましたので、削除をお願いしたいと思います。これに伴いまして、上の方の整理番号20番の借り手、〇〇さんの取得後の経営面積が12,488㎡から9,298㎡に変わりますので訂正をお願いいたします。それでは、3ページから7ページにかけて62件の計画が提出されております。利用権の種類は賃借権が59件、使用貸借権が3件となっております。そのうち新規が39件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが26件、再設定は23件となっております。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが36件です。今回の利用権の総面積は合わせますと355,803㎡となります。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが3件、個人によるものが59件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は7件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、62件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員はそれぞれの整理番号で発言を控えていただきます。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。所有権移転のことでよろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

〇番 2番、4番は普通だいたい10a当たりの対価が〇〇万円と聞いている訳ですけど、2番と4番についての、この差の説明をお願いしたいと思います。

〇番 〇番〇〇です。2番の〇〇さんのところは、幹事会を2回ぐらい開いておりまして、場所的に県道端が低いということと、道の反対側に店がありまして、その照明で大豆が少し熟れていますので、買い手さんにも了承してもらってこの金額になりました。いいでしょうか。

〇番 はい、わかりました。

〇番 〇番〇〇です。これは、認定農業者ではない方ですか。

〇番 はい、買い手さんは認定農業者ではないです。

○番 その辺、税金関係はどうなりますか。

事務局長 あっせんて買受者になっていただく方は、基本、認定農業者の方が優先ということになっておりますけど、認定農業者ではなくても経営面積が2町1反4畝あれば、買受者としては良いということで、うちのほうは認定をしております。税金関係は認定農業者の方が買われるのと条件は一緒です。

○番 6反ほどそういう話があるけれど、6反では無理ですか。

事務局長 この税金の控除というのが、1回の取引で800万円までの控除があるので、800万円以上になると、例えば900万円になると、800万円から出た100万円は普通に税金の控除にはならないので800万円までは控除の対象となります。

○番 ○番〇〇です。これ以外で、例えば今、農家ではない人も買っていいのですか。

事務局長 それが、取得後の面積が2町1反4畝にならないといけないので駄目です。

○番 ○番〇〇です。はい、わかりました。

○番 ○番〇〇です。4番の件ですが、〇〇万円から〇〇万円になった件は、暗渠排水工事は圃場整備時に行ってあったのですが、そのあとも全然計画をされていなかったから、値段を少し下げて売買契約をいたしました。

○番 ありがとうございます。

○番 ○番〇〇です。前に、備考欄に理由を記入してくださいとお願いしたと思いが。よろしくをお願いします。

事務局長 すみません。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。無いようですので、採決に入ります。議案番号第65号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第65号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 66 号～議案番号第 69 号＝

議長 続きます。8.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 66 号から議案番号 69 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 66 号。申出農地は、大字福田字秀杉〇〇番、田 1,955 m²。同じく〇〇番、田 1,180 m²。同じく〇〇番、田 3,155 m²。大字福田字秀楠〇〇番、田 3,075 m²。合計は 9,365 m²、すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地、秀新村の〇〇さんです。

議案番号第 67 号。申出農地は、大字福富字東観音〇〇番、田の 3,265 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。

議案番号第 68 号。申出農地は、大字福富下分字二ノ間〇〇番、田 1,600 m²。同じく〇〇番、田 1,364 m²、合計は 2,964 m²。両筆とも農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。

議案番号第 69 号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,991 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字八平〇〇番地、南区の〇〇さんです。

以上、議案第 66 号から議案第 69 号まで 4 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 66 号から議案番号第 69 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 66 号。

〇番 〇番と〇〇番委員です。

議長 全部ですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 67 号。

○番 ○番と○○番委員です。

議長 議案番号第 68 号。

○番 ○番と○番委員です。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 69 号。

○番 ○番と○番委員です。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 66 号は○番○○委員と○番○○委員、議案番号第 67 号は○番○○委員と○番○○委員、議案番号第 68 号は○番○○委員、○番○○委員、議案番号第 69 号は○番○○委員、○番○○委員。それでは担当の職員を言っていただきます。

事務局長 議案番号 66 号が○○、67 号と 68 号が○○、69 号が○○になっております。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いしたいと思います。

議長 それでは、あっせん委員になられた方、よろしく願います。

＝ 議案番号第 70 号 ＝

議長 続きまして、9.「農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について」、議案番号第 70 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 70 号、農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について説明します。

平成 21 年農地法の改正により、農業委員会の活動並びに活動計画に対する実績を取りまとめて、農業委員会総会にて承認を受けたあとホームページで 1 ヶ月縦覧し、農業委員会の意見を求めなければならないと規定されています。それで 6 月末に国のほうへ提出するようになっております。この 1 ヶ月の縦覧期間の間に意見を賜れば、その意見に対して農業委員会の意見をまとめ、改めて正式に公表するこ

とになります。そこで1ヶ月ございますので6月の総会にて意見があったかなかったか、そこを含めて改めて正式に農業委員会の計画として決定をしていただく予定になっております。

それでは1ページ目のほうからご説明していきたいと思っております。1ページの、平成28年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして、法令事務に関する点検ですが、総会の開催と議事録の作製についてです。総会の開催日については公開をしております。町のホームページや農業委員会だよりで、毎月5日開催と周知をしております。次に2番の総会等の議事録については作製をしております。3番目の議事録の内容については、詳細なものをここで録音して作製をしております。議事録の公表につきましては、現在、国のほうからホームページで公表するようにと指示や指導を受けておりますので、作製した分を公開しています。

次に2ページ目、事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1月から12月までの1年間の処理件数で、3条が53件あります。これは審議にあたりまして、皆様に必要によりましては、事前に現地調査等行っております。次に2番の農地転用に関する事務ですが、1年間に50件の案件がありました。こちらにつきましても、事前に現地調査をしております。今後も現地調査等のご協力よろしく申し上げます。

続きまして、3ページの、農業生産法人からの報告につきまして、現在、農業法人は白石町に12法人あります。こちらは、決算後、報告書を農業委員会に提出していただくことになっております。現在、すべて報告していただいております。次に4番の情報の提供等について、こちらは平成21年の法改正で、標準小作料制度が廃止されまして、小作料の情報提供を行うことと改正されました。これにつきましては、現在、賃借の契約されている金額等をホームページに掲載しております。なお、標準小作料制度につきましては廃止されましたが、この制度が果たしてきましました役割は、ほとんどの方が制度に定める金額を参考にして決めておられておりますので、平成21年度の廃止後において、農業委員会としては今後も情報提供をしていきたいと思っております。調査対象の件数としまして、780件を調査対象にいたしております。情報提供につきましては、農業委員会だより、またはホームページで公表しております。

続きまして、4ページ目ですが、法令業務に関する評価ですが、こちらは、管内の農地の面積ですが5,886haあります。白石町平坦部においては、農業委員さんの協力により、所有者にちゃんと管理をしていただいているということで、遊休農地はゼロになっております。平成28年度の実績としましては0.4haありましたが、先ほど述べた理由で0haに挙げさせていただいております。次に、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は農地の利用状況調査のため、農地パトロールを実施していただいております。調査の実施時期につきましては、7月から8月、2月から3月と年2回行う予定にしております。調査員数は85人予定しております。10月、3月に調査結果の取りまとめをしております。また2月には山のほう

の調査をしております、合計 9 名の方の協力員さんをお願いしております。また、活動の実績につきましても、同じく 7 月から 8 月、2 月から 3 月に年 2 回行ってしております、調査員数としましては 85 名で農業委員さんと職員の協力をいただきました。取りまとめ時期としまして 9 月から 11 月と 3 月に行っております。

5 ページ目ですが、促進等事務に関する評価ということで、こちらのほうは農林業センサスと農業振興課からデータをいただきました。農家数は 1,762 戸、うち主業農家数は 717 戸、法人が 12 法人あります。認定農業者数は、580 経営体。特定農業団体が 10 団体あります。下のほうの (2) 平成 28 年度の目標及び実績は、目標として認定農業者を 10 経営でしたが、実績としまして 14 経営、新規の方が入っていただきました。次の(3)の平成 28 年度の目標の達成に向けた活動ですが、関係機関と連携と図りながら、掘り起し等を行い農業委員会だより等により普及に努めることとしています。活動実績も同じように、農業委員会だより等を活用しながら制度の普及を行っております。

続きまして 6 ページ目、担い手への農地の利用集積につきまして、管内の現状は、管内の農地面積が 5,886ha、今年の 3 月末現在の利用権、農地流動化面積 1,865ha 流動化がなされています。集積率は 31.7%であり、管内の農地のほとんどは、水田経営所得安定対策でカバーされておりますけど、経営農地が分散化しており、集団化による農作業の効率化を図る必要が課題となっております。

次に(2)平成 28 年度の目標及び実績ですけど、目標は 50ha で新規は 91ha ありました。達成率は 182%になっております。皆さんご協力ありがとうございます。

(3)今後の活動ですけど、計画については認定農業者への利用集積を図り、農協でしていただいている農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構との連携を図りながら、引き続き流動化の掘り起し活動等の利用調整を行っていきたくております。活動の実績としましては、先程説明しました農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構との連携を図りながら掘り起し活動を行っております。

次に、(4)評価の案ですが、平坦部農地は、集落営農、認定農業者等によりカバーされており、今日まで一定規模の流動化は認めておられますが、目標数値としては妥当と考えられております。活動に対する評価ですけれども、関係機関と連携した掘り起し活動により目標の達成ができております。

次に 7 ページ目ですが、3.違反農地転用への適正な対応は、現状で農地面積は 5,886ha ありますが、違反転用面積は当初から 0ha というふうに出させていただいております。こちらのほうは、農地パトロール及び適正な指導、管内の関係機関との情報交換を密にし、適正な指導を行っております。農地パトロールは年 2 回、情報交換は年 4 回、現地調査等指導を行っているために、違反転用面積はゼロになっています。転用ですけれども状況としましては、追認申請というのがありますけれども、これは事前の把握は中々難しいところありますので、判明した時点で農業委員さんからの農地転用許可のご指導をしていただくようによろしく願いいたします。

8 ページ目ですが、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということですが、こちらのほうは、農林業センサスに基づくものと農業振興課のほうから数字の報告をいただいております。総農家数は 1,762 戸、自給的農家数は 149 戸、販売農家数は 1,613 戸となっております。農業者数としまして、農業就業者数は 3,149 人、女性は 1,545 人、40 代以下は 199 人となっております。次に認定農家数は 580 経営体、基本構想水準達成者 189 経営体、認定新規就農者 35 経営体、農業参入法人はゼロです。集落営農経営につきましては 68 経営で、特定農業団体は 10 経営、集落営農組織が 58 経営あります。耕作面積につきましては、田 5,690ha、畑 246ha で合計が 5,936ha です。経営耕地面積は田が 5,299ha、畑が 344ha で合計が 5,662ha、これは、県の統計数値を明記させていただいております。農地台帳の面積は、田が 5,215ha、畑が 671ha で合計が 5,886ha となっております。2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員数としまして、選挙委員が 30 名、選任の方が 7 名、合計で 37 名の方を農業委員としてお願いしております。

続きまして 9 ページですが、担い手への農地の利用集積、集約化です。現状の管内の農地面積は 5,886ha、これまでの集積面積は 1,865ha、集積率は 31.7%で、こちらは純粋に利用権設定で契約されたものです。課題としましては、農業経営の高齢化、農業後継者の減少、農産物価格低迷等厳しい農業情勢下であり、今後遊休農地の増加が懸念されますが、所有者との意向調査を踏まえ、認定農業者、集落営農組織等担い手への利用集積を図っていく必要があると思われまます。

2 番、平成 29 年度の目標及び活動計画ですが、目標としましては集積面積 50ha で、そのうち新規集積面積は 30ha です。活動計画としまして、認定農業者等担い手への利用集積を図ること。農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構等との連携を図りながら掘り起し活動等の利用調整を図っていく。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、新規参入の状況ですが 26 年度の新規参入はありませんでした。27 年度は新規参入の方が 3 経営体ありまして、面積が 5.8ha 取得されております。28 年度の新規参入はありませんでした。農業塾の方は来年度に数字で出てくるかと思えます。課題としましては、地域農業の維持発展を図っていくためには、認定農業者等担い手の確保の他、将来の地域農業の担い手として認定新規就農者等の確保が必要である。

2 番の 29 年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は 3 経営体、面積は 1.5ha を目標としております。こちらのほうも関係機関と連携を図りながら対応を図っていきたいと思えます。

次に 10 ページ、遊休農地に関する措置です。こちらの現状としまして、管内の農地面積は 5,886ha、遊休農地が 0ha、割合として 0%です。課題といたしましても、28 年度と同様と考えております。活動計画としましては、調査人数が 83 人、調査実施時期は 7 月から 8 月、2 月から 3 月の年 2 回、調査結果取りまとめ時期は 9 月から 11 月、3 月とする。調査の方法としましては、地区毎に調査班 5 班を編成し、各班の実施計画に基づき管内農地の巡視を行います。また、必要に応じて

地元土地精通者の協力を得て行いたいと思います。

最後に、違反転用への適正な対応ですけれども、農地面積は 5,886ha、違反転用面積は 0ha としております。課題としまして、違反転用については、法に基づく適切な指導を実施していく必要があると思います。こちらも先程お話ししましたとおり、追認許可の形でして行きたいと思いますのでご協力宜しく申し上げます。29 年度の活動計画ですけど、管内の関係機関との情報交換を密にし、適正な指導を行う。農地パトロールを年 2 回 7 月から 8 月と 2 月から 3 月に行う。情報交換として、年 4 回総会時において意見交換会を行う予定としております。現地調査や指導は年間を通して適宜指導を行う予定にしております。

以上内容について説明させていただきました。計画（案）につきましては、本総会で承認していただけますと、最初に申したとおり 1 ヶ月の公表期間を踏まえまして、改めて 6 月総会において委員会の活動計画として、決議をいただき県と国に報告するものです。また町のホームページに掲載することになっております。

以上をもちまして、説明を終わります。

議長 ただいま、説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

○番 ○番〇〇です。8 ページですけれども、以前もあったかも知れませんが、1 の基本構想水準到達者とは何を基準にしてあるのでしょうか。

事務局 基本構想水準到達者というのは、認定農業者ではございませんけども、町の規定の 2 町 1 反 4 畝を超えていらっしゃる方のことをその到達者として判断しております。

○番 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

事務局長 すみません。今の基本構想水準到達者ですけれども、面積が 2 町 1 反 4 畝という訳ではなくて、他に経営としてはいろいろ畜産をされている方、ハウスをされている方もいらっしゃいます。ハウス等されている方は面積が多くなっても、土地利用型の農家の方よりも小さい面積でそれなりの所得をあげておられますので、白石町の基本構想というのが、農業振興課にありますけど、その構想の中で農業経営体として基本構想の水準に達している方というのを、農業振興課で調査をしておりますので、うちは数字を教えていただくんですけど、面積だけが要件という訳ではなくて、経営自体を総合して判断をされるものと思っております。どうもありがとうございました。

○番 ○番〇〇です。それでは、2町1反4畝に限らないということですか。

事務局長 基本構想水準達成者というのは、面積要件だけではないですので、他の要件もすべて加味した上での判断になります。

○番 所得とか販売高とか、そういうのがあるのではないのでしょうか。

事務局長 はい、全部あります。

事務局 すみません。経営の状態で判断しております。

○番 ○番〇〇です。基本構想は、農業委員会ではなくて農業振興課で原案を作る訳ですね。それをもとに農業委員会が利用するのですね。

事務局長 はい。この目標及びその達成に向けた活動計画の中で、ここの数字をあげないといけないと決まっていますが、この数字の根拠としましては、農業振興課で出されているのを、うちがお聞きしている状況です。

○番 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

○番 そうしたら、これを資料として次から出せますか。

事務局長 平成28年3月に基本構想の改正がっておりますので、その時は農業委員会のほうにも説明に来て、意見を述べるかどうか伺っているはずですので、その時に基本構想の部分の冊子は差し上げていると思います。

○番 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。無いようですので採決に入ります。議案番号第70号賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第70号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地法第4条規定による届出について
- ③ 農地賃借料情報の提供について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第5回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農業委員会だよりについて
- ③ その他
 - ・農業委員の募集について (中間報告)

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時54分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員